



平成 28 年 5 月 27 日

各 位

社 名： 株 式 会 社 ア ー ク
代 表 者 名： 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 康 夫
(コード番号： 7873 東 証 第 一 部)
問 い 合 せ 先： 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長
神 谷 達 郎
TEL： 06 (6260) 1040

定款の一部変更、資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金への振替 並びに取締役 7 名選任の件に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 27 日開催の取締役会において、定款の一部変更、資本準備金の額の減少及びその減少額のその他資本剰余金への振替並びに取締役の選任について、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 48 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款の一部変更

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることになりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役ではない監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 23 条(取締役の責任免除)及び定款第 29 条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 23 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 29 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 29 日(予定)

II. 資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金への振替

1. 目的

今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本準備金の額を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

2. 要領

平成 28 年 3 月 31 日現在の資本準備金の額 11,900,380,977 円を全額減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

3. 日程

(1) 取締役会決議日	平成 28 年 5 月 27 日
(2) 株主総会決議日	平成 28 年 6 月 29 日(予定)
(3) 債権者異議申述公告	平成 28 年 7 月 1 日(予定)
(4) 債権者異議申述最終期日	平成 28 年 8 月 1 日(予定)
(5) 効力発生日	平成 28 年 8 月 2 日(予定)

4. 今後の見通し

本件は、当社貸借対照表の純資産の部における振替処理であり、これによる当社の純資産額の変動はありません。

また、本件につきましては、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 48 回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

Ⅲ. 取締役候補者

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名	種別	現役職
鈴木 康夫	重任	代表取締役社長
神谷 達郎	重任	取締役
松本 展明	重任	取締役
石岡 浩	重任	取締役
入江 修二	重任	取締役
三宅 誠一	重任	取締役
高井 伸太郎	重任	取締役

(注) 高井伸太郎氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める、社外取締役候補者であります。

なお、上記取締役の就任日につきましては、株主総会承認後即日（平成 28 年 6 月 29 日）を予定しております。

以 上

(別紙)

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第23条 (条文略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除) 第29条 (条文略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第23条 (現行通り)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役</u>(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除) 第29条 (現行通り)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>